

神奈川県病院協会 第2回働き方改革推進会議
次 第

日 時 2022年9月7日(水) 15時～16時
場 所 神奈川県総合医療会館 7階講堂
(オンライン ZOOM との併用)

進 行 副会長 菅 泰博

議 題

1 医師の働き方改革について 15分

〔 県健康医療局保健医療部 保健医療人材担当課長 西海 昇
同 医療課人材確保グループ 主事 岸 春奈 〕

- ① 県内医療機関の準備状況
- ② 医療機関にて確認・取り組んで頂きたいこと
- ③ 地域医療介護総合確保基金区分VIの概要と活用方法
- ◆ 周知事項

2 医療勤務環境改善支援センター 労務管理相談支援業務報告 15分

〔 早坂 医療労務管理アドバイザー (事業受託者 株式会社タスクール Plus) 〕

・医療労務管理相談コーナーについて、勤務実態の現状把握について 他

3 質疑及び意見交換 20分

配布資料

第2回働き方改革推進会議資料 (県医療課 勤改センター事務局) P1～P26

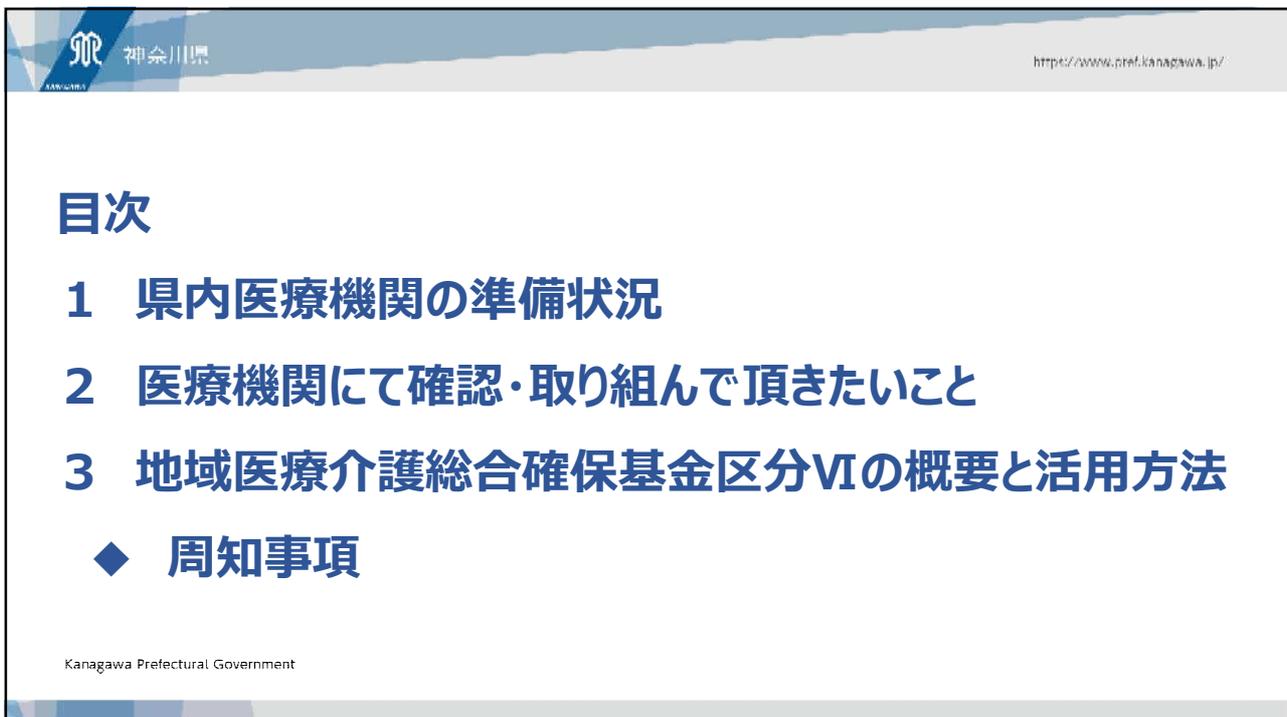
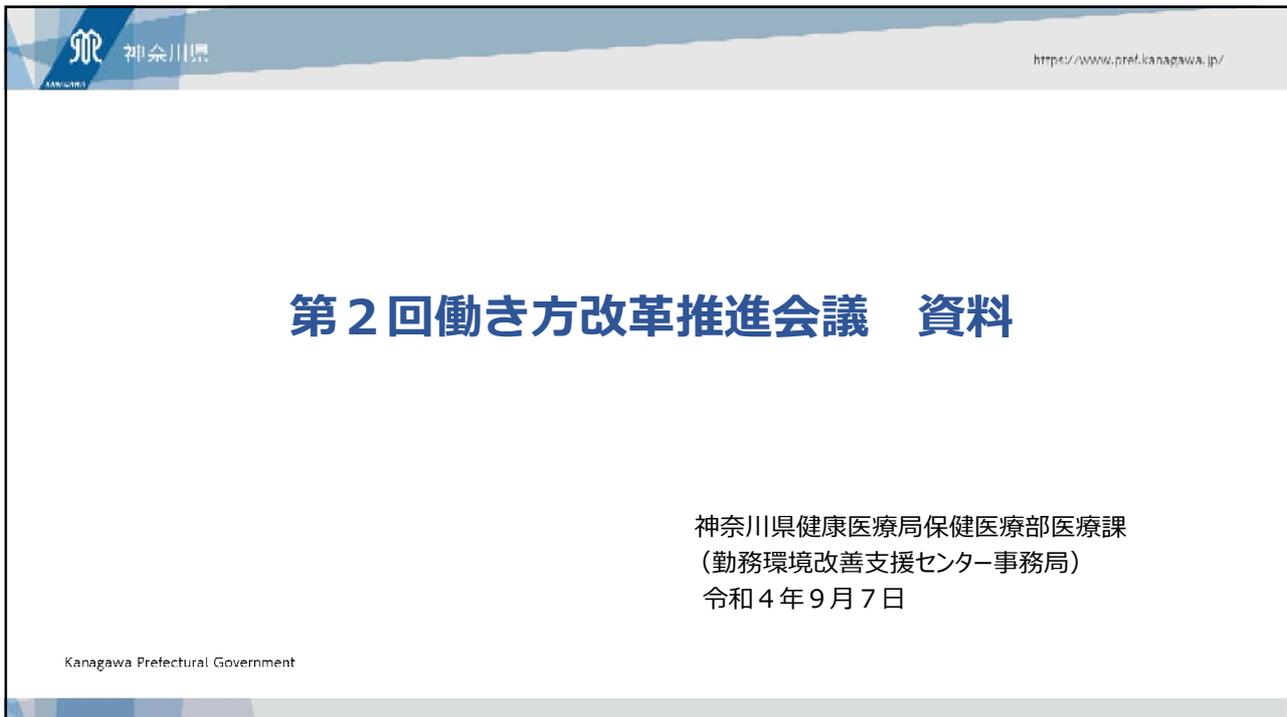
神奈川県医療勤務環境改善支援センター 医療労務管理相談資料 P27～P31

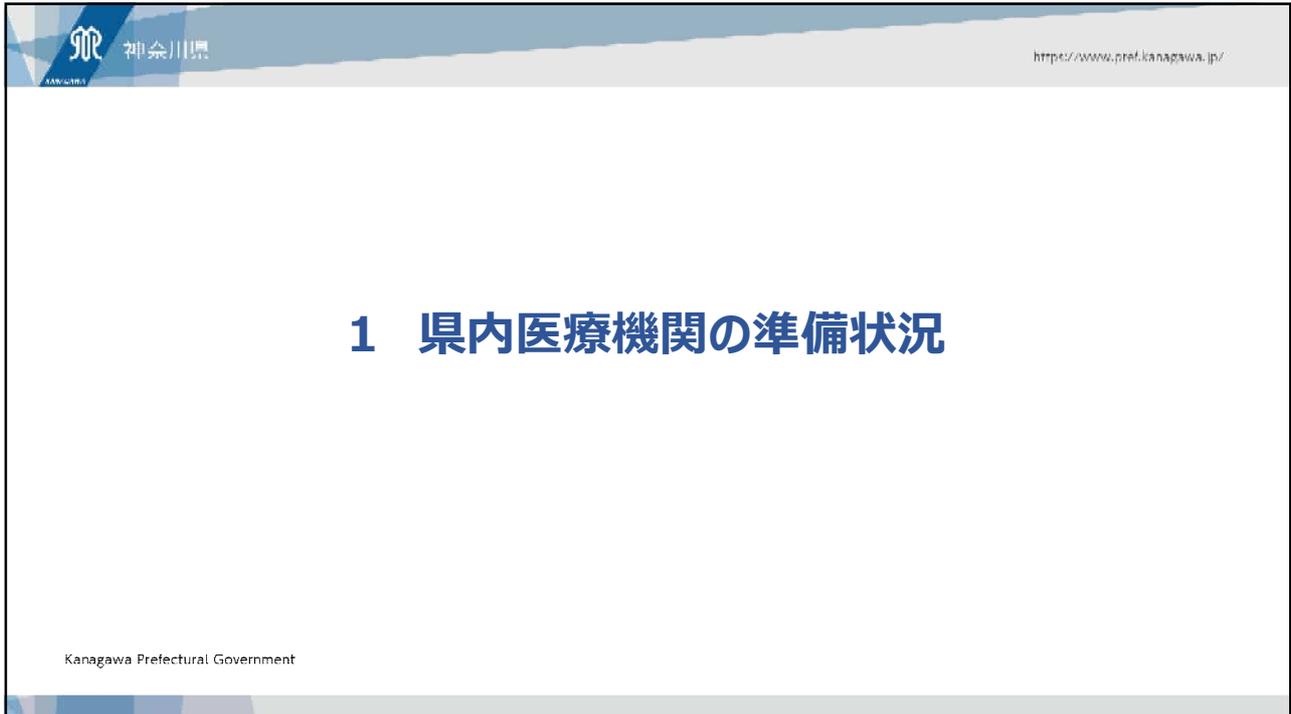
※以下は、画面共有 (ホームページ掲載) のみ

参考資料1 医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査 (第2回)

参考資料2 医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査 (第3回) ※9月15日締切

参考資料3 神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 (医療分) 交付要綱





R4.7 「医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査」 (第2回)

8/15以降も回答受付中。

調査票を郵送しておりますので、御協力をお願いします。

提出先 : ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp

調査概要

実施期間	令和4年7月19日～8月15日		
対 象 (412箇所)	大学病院本院以外の病院 333箇所 有床診療所（産科）66箇所 有床診療所（一般）13箇所 ※大学病院本院(4箇所)に対しては、別途厚生労働省から調査実施。		
主な項目	1. 時間外・休日労働時間の把握状況(1,860時間以上の医師の有無) 2. 宿日直許可の取得・申請状況 3. 他院からの夜間・休日の宿日直業務を行う医師の派遣状況		
結 果 (R4.8.23時点)	全体	233/416病院	回答率 : 56.0%
	大学病院・関連病院(本院除く)	8/9病院	回答率 : 88.9%
	地域医療支援病院	27/39病院	回答率 : 69.2%
	有床診療所（産科）	28/66病院	回答率 : 42.4%
	有床診療所（一般）	7/13病院	回答率 : 53.8%

問1 分析の前提

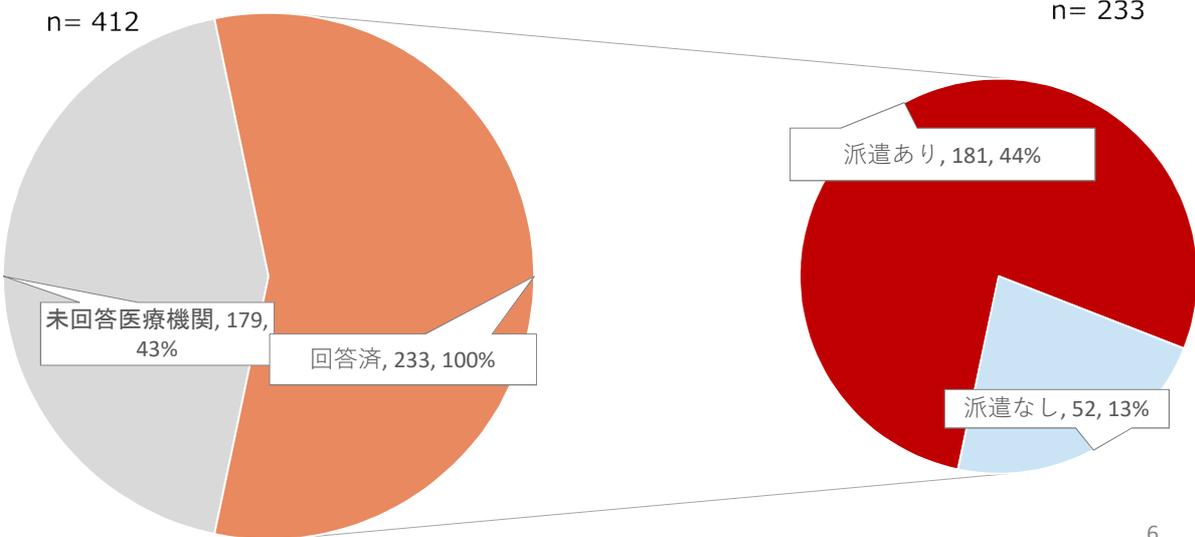
問1 他院から非常勤（週に数日などの頻度）で派遣されている医師（貴院以外を主たる勤務先とする医師）が行う夜間・休日の宿日直業務について以下をご回答ください。

派遣元の医療機関名	宿直、日直、宿日直の頻度	
	宿直 _____ 回/週	又は _____ 回/月
	日直 _____ 回/週	又は _____ 回/月
	宿日直 _____ 回/週	又は _____ 回/月
	宿直 _____ 回/週	又は _____ 回/月
	日直 _____ 回/週	又は _____ 回/月

派遣元の医療機関名の記載を1件としてカウント
（頻度を含めた分析は、対応中）

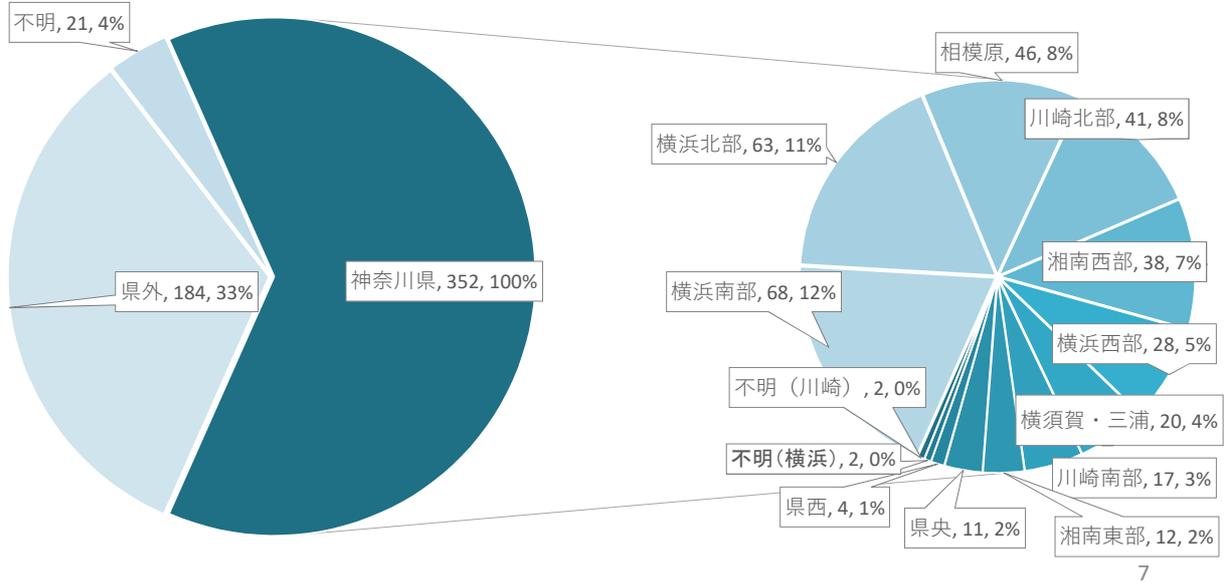
問1 回答有無/医師派遣の有無（医療機関ごと）

※選択肢、回答数、割合の順で記載



問1 派遣元として記載があった数（二次医療圏別）

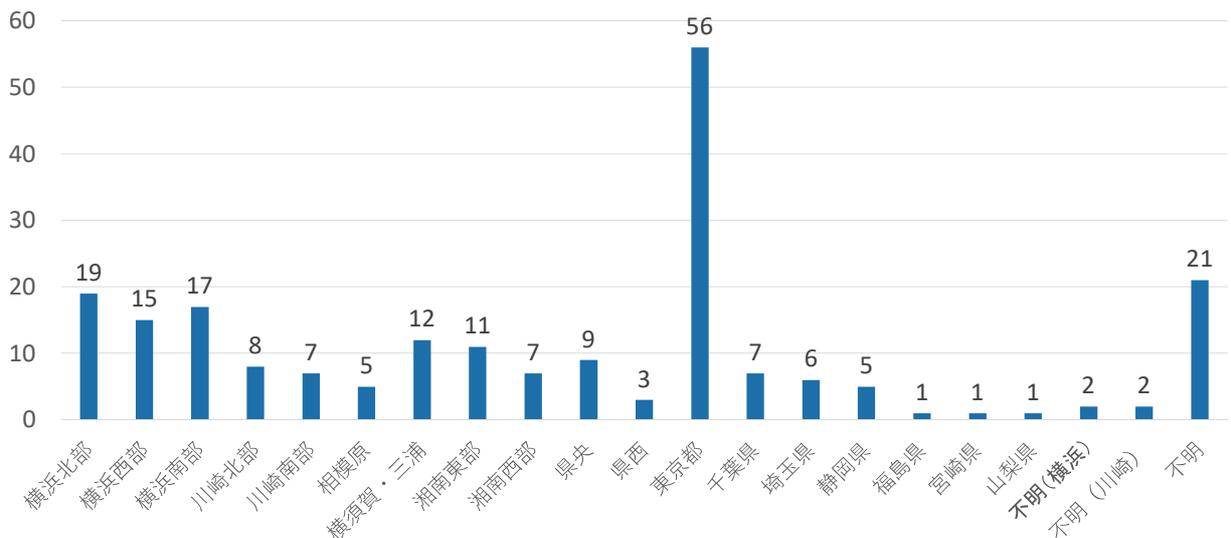
※選択肢、回答数、割合の順で記載
n = 557



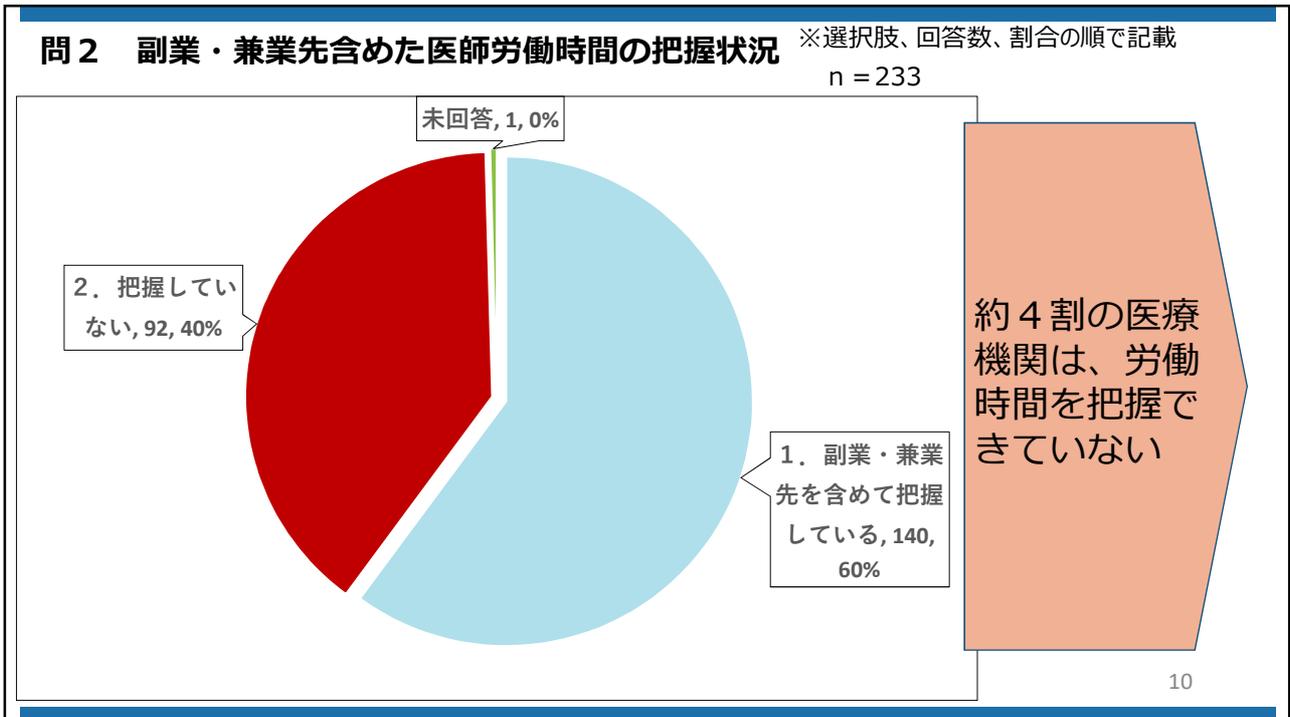
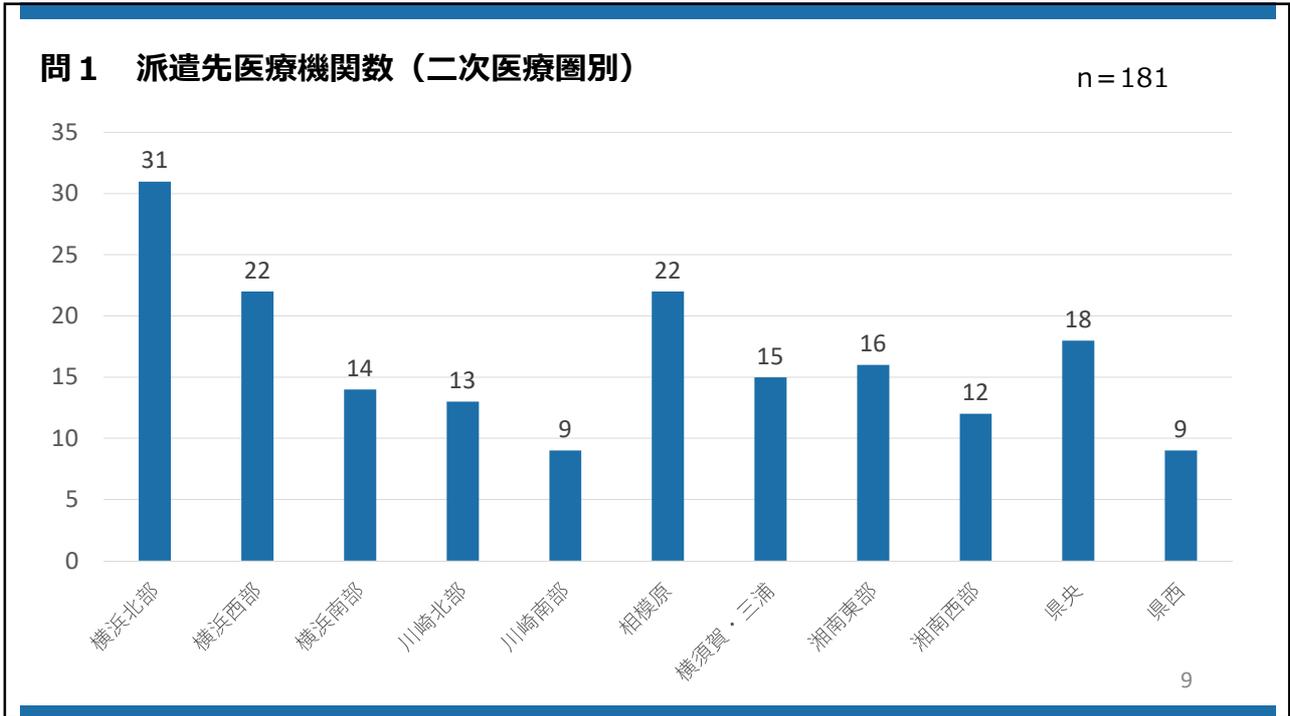
7

問1 派遣元医療機関数（二次医療圏別）

n = 215



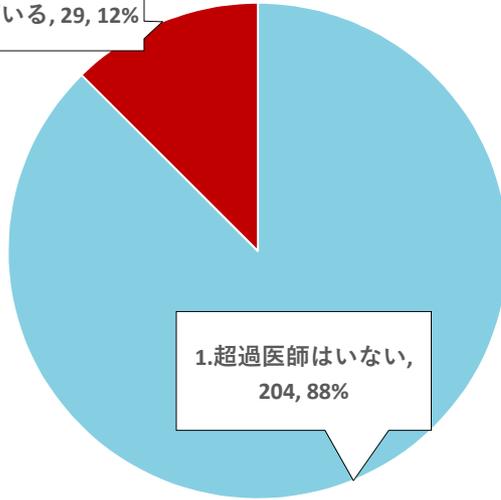
8



問3 副業・兼業先含めて1860時間超医師の有無

※選択肢、回答数、割合の順で記載
n = 233

2. 超過医師がいる, 29, 12%



1. 超過医師はいない,
204, 88%

12%の
医療機関は、
1860時間超の
医師がいる

11

問4 宿日直許可の取得・申請状況

※選択肢、回答数、割合の順で記載
n = 233

8. 宿日直許可が必要かわからない, 9, 4%

未回答, 1, 0%

1. 宿日直許可取得の必要がないため、取得意向はない, 22, 9%

7. 必要な宿日直許可の申請を予定しているが、具体的な準備には着手していない, 51, 22%

2. 宿日直許可を取得したいが、業務の性質に照らすと許可取得は困難と考えている, 15, 6%

3. 必要な宿日直許可を取得済み, 62, 27%

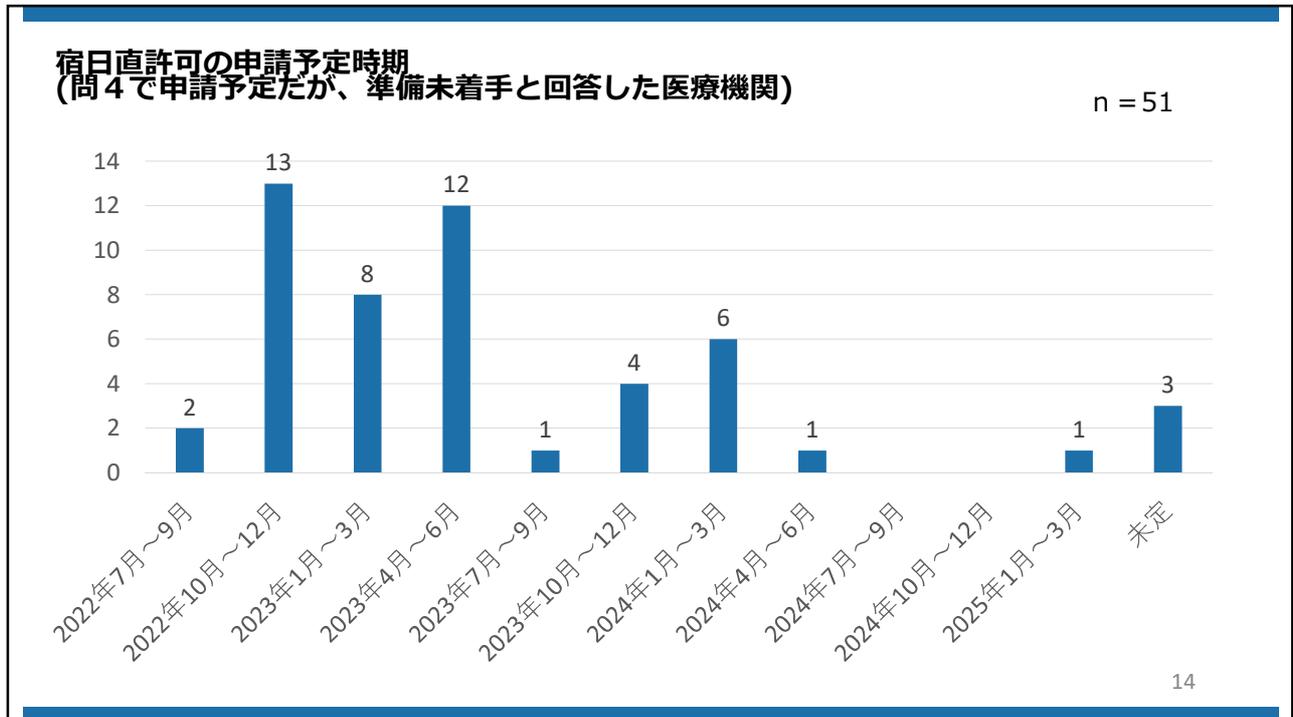
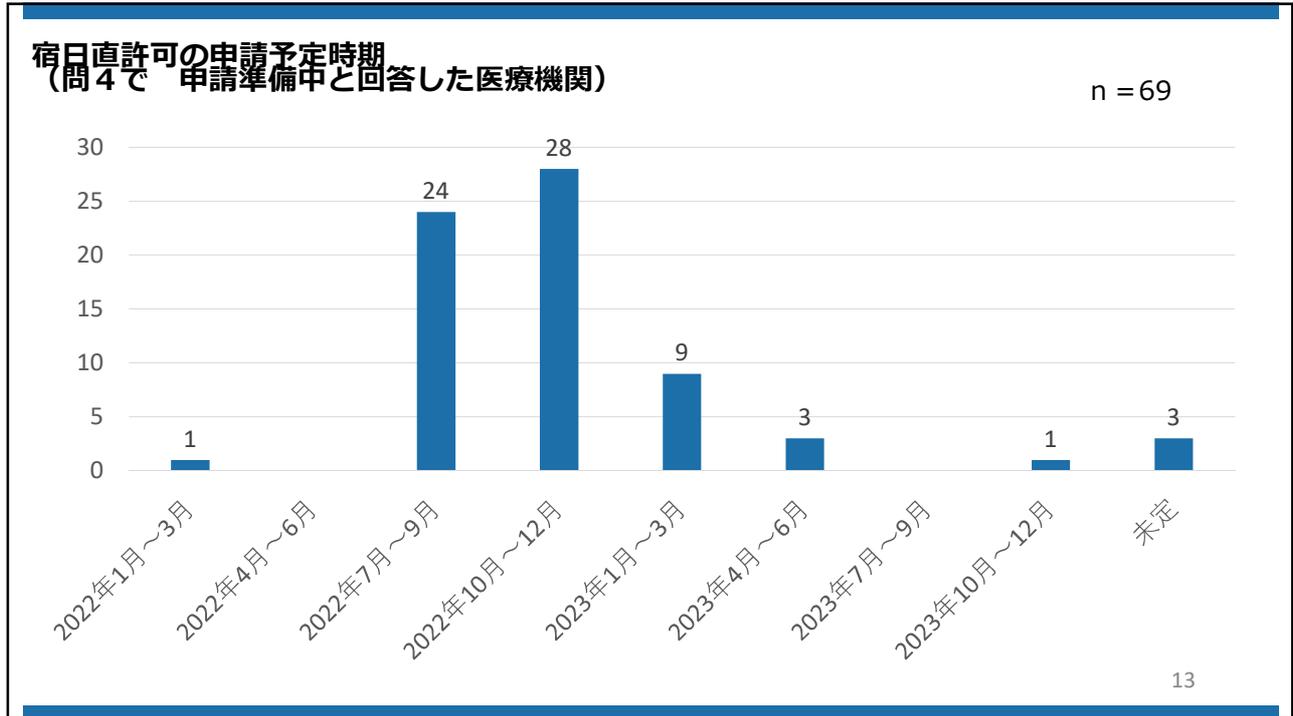
半数（赤着色部）は、特に、検討が進んでいない状況と考え

6. 必要な宿日直許可の取得のために、申請の準備中, 69, 30%

4. 必要な宿日直許可を申請したが、許可は得られなかった, 2, 1%

5. 必要な宿日直許可を申請し、結果待ち, 2, 1%

12



宿日直許可について

- 宿日直許可件数は、**全国/本県で、前年度より倍増**しています。
- 産科や救急科においても、**非輪番日/準夜帯を除いて取得**する事例が一般的になってきています。
- 勤改センターでは労働基準監督署への同行支援も行っております。許可が必要かわからない、申請の具体的準備に着手できていない、申請準備中の医療機関については、**勤改センターのアドバイザー支援を積極的に活用**ください。

15

宿日直許可がなぜ必要か

- 大学病院等からの医師派遣により、地域医療体制が維持されている側面があります。
- 派遣元は派遣先の労働時間も含めて把握し、その上で上限を超えないようにする必要があります。
- 派遣先で宿日直許可を取得していない場合、労働時間に通算されます。
- 上限は決まっているため、**派遣元での勤務時間短縮に限界がある場合などには、やむを得ず派遣先の勤務時間を短縮する（医師派遣をやめる）可能性**があります。
- したがって、**宿日直許可を取得していない場合、派遣元の医療機関から医師を引き上げられる可能性**が指摘されています。
- **派遣元となる大病院のみならず、派遣先の医療機関こそ宿日直許可を取得することが大切**です。

16

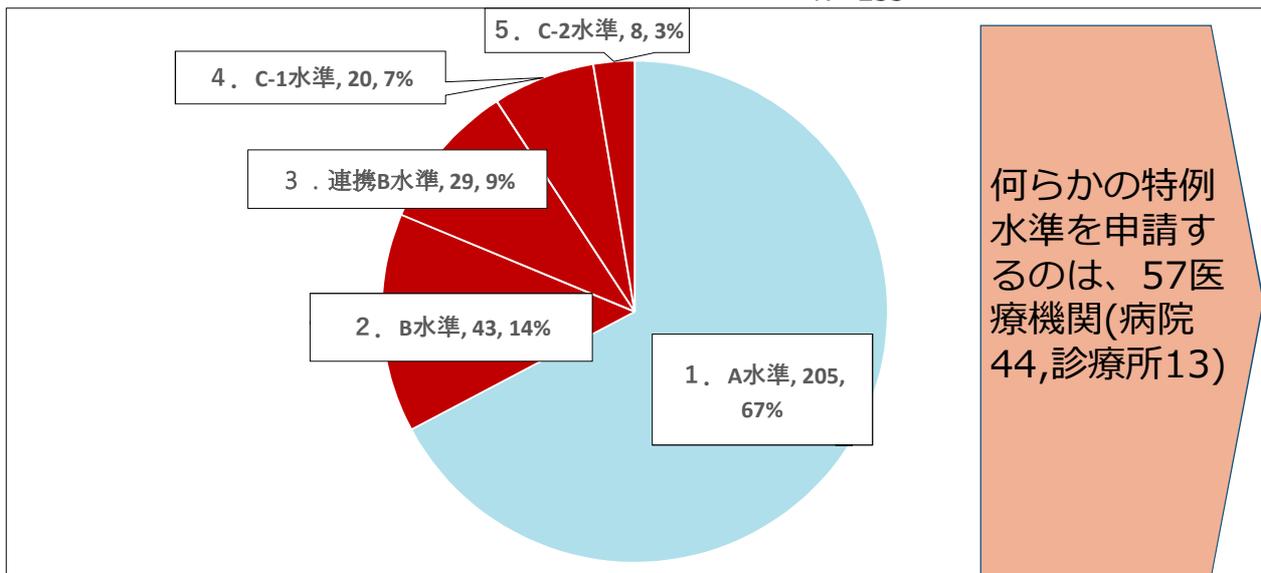
派遣元からの、宿日直許可有無の確認について

- 現在勤改センターでは、**派遣元から宿日直許可取得の有無を確認されている**という相談を多く受け付けています。
- 前スライドのとおり、**宿日直許可の有無により、今後の医師派遣体制に影響が出る可能性があります。**
- **一部の時間帯/診療科のみの宿日直許可取得も可能**です。
- 是非、この機会に丁寧な対応をお願いいたします。

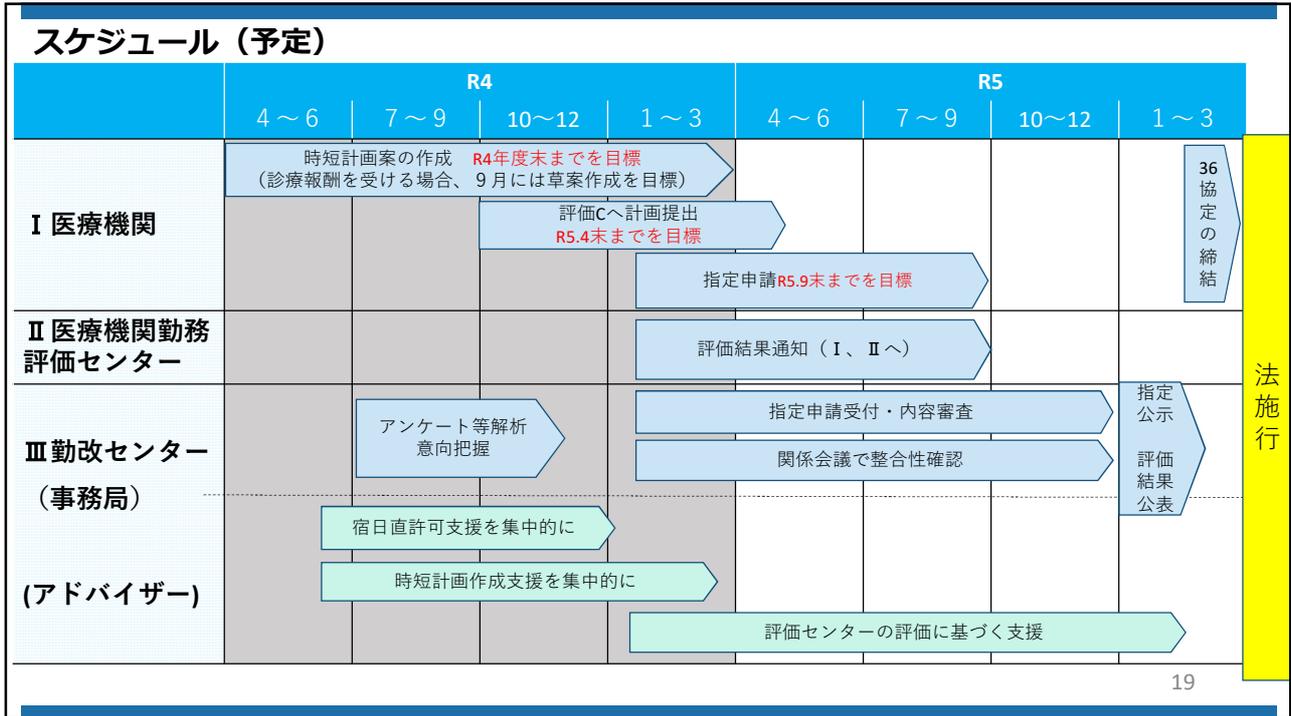
17

問6 令和6年度の予定水準（複数選択可）

※選択肢、回答数、割合の順で記載
N = 233



18



本県の方針

【方針】

- 各医療機関が勤務環境改善の取組みを進める中で、**なお時間外・休日労働が1860時間の上限を超える医師がいる場合、地域に派遣されている医師の減少・中止等が想定**されます。
- 本県では、**地域医療体制の状況を把握しながら働き方改革を進める必要がある**と認識しています。特例水準承認に係る実質的議論の会議の場の設定を進めます。

20

本県勤務環境改善支援センターの取組

【今後の対応】

・ B水準や連携B水準の指定を受ける意向がないと回答した医療機関のうち、**地域医療提供体制確保に重要な役割を担っていると考えられる医療機関について、B/連携B水準の指定を受ける必要がないかの確認**を行います。

・ アンケートの結果解析等を進め、**個別支援すべき医療機関の把握、2024年4月以降の地域医療提供体制の見込みの把握**に努めます。

21

【実施中】R4.8「医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査」（第3回）

9月5日付で、調査票を送付(メールor郵送)。

9月15日(木)締切。該当する医療機関は、回答の御協力をお願いします。

提出先 : ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp

調査概要

実施期間	令和4年8月22日～9月15日
対 象	大学病院本院以外の病院及び有床診療所 ※大学病院本院に対しては、別途厚生労働省から調査実施。
調査内容	1. 地域医療提供体制を維持するために必須となる医療機関で、大学病院等から医師派遣の引き上げの意向が示されている医療機関に対して、 ・ 診療科、派遣元病院名、引上げ人数（非常勤、常勤）、対応状況、診療機能への支障見込有無 を聴取。 2. 医師労働時間短縮のための取組を行っても、2024年4月までにすべての医師の時間外・休日労働時間を年通算1,860時間以内とすることが困難な医療機関に対して、 ・ 診療科名、医師数、対応状況、診療機能への支障見込有無 を聴取。
回答方法	送付された調査票を記入し、エクセルデータのまま、県へメール送付

22

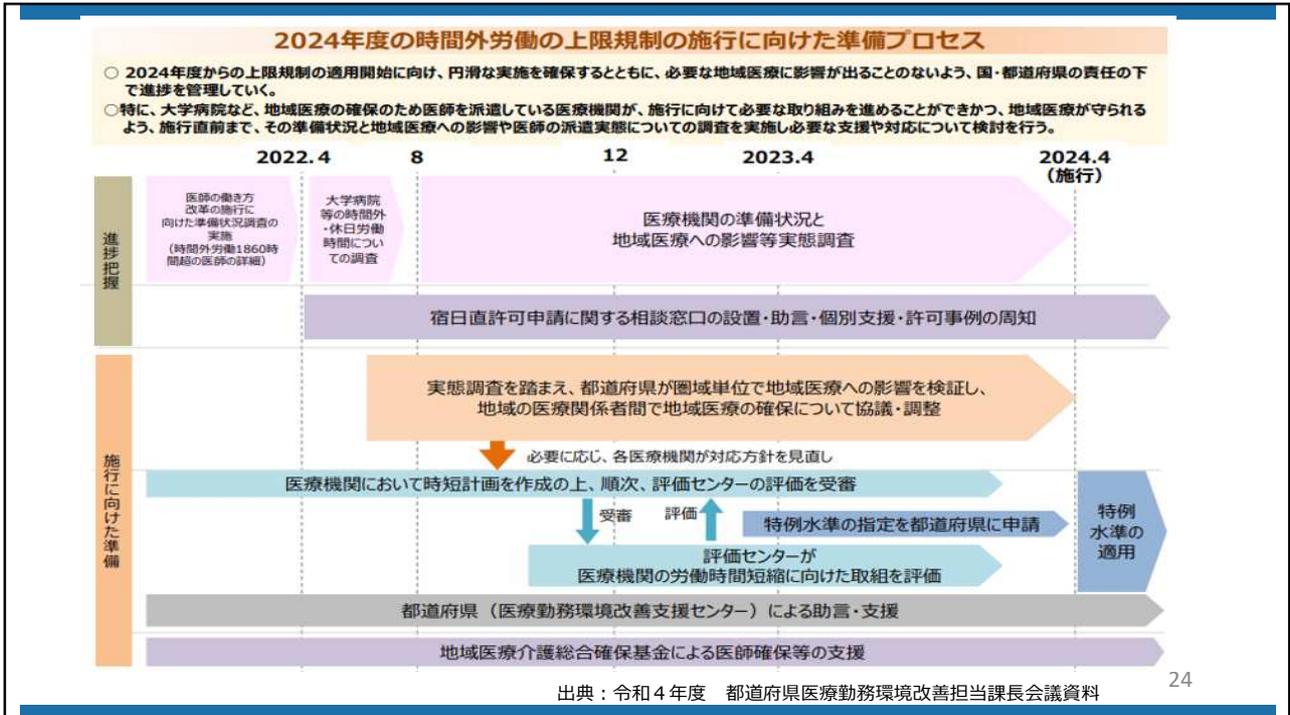


神奈川県

<https://www.pref.kanagawa.jp/>

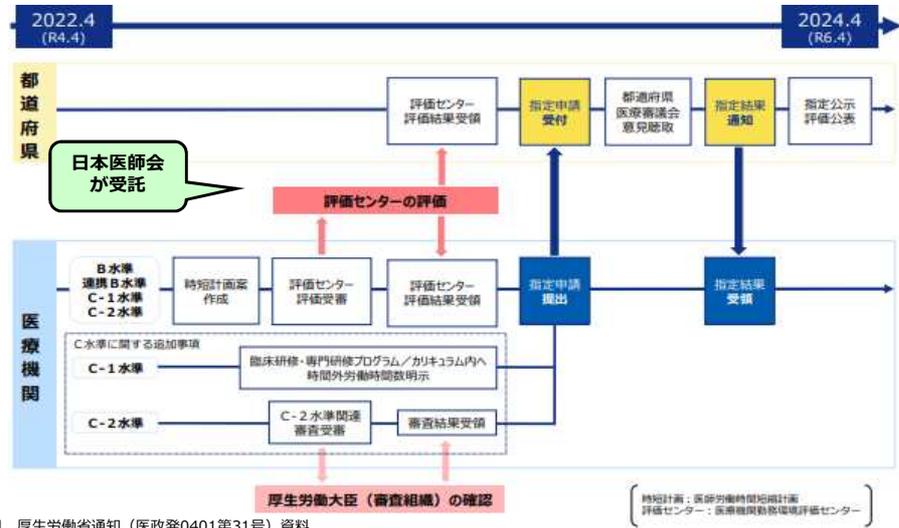
2 医療機関にて確認・取り組んで頂きたいこと

Kanagawa Prefectural Government



特例水準指定までのフロー

- 医療機関は、作成した時短計画について評価センターの評価を受ける。
- 評価結果を添付して、都道府県へ特例水準申請を行う。
- 上記のほか、C-1、C-2水準は追加の手続きが必要。



出典：令和4年4月1日 厚生労働省通知（医政発0401第31号）資料

〔時短計画：医師労働時間短縮計画
評価センター：医療機関勤務環境評価センター〕

25

医療機関へご協力頂きたいこと

令和4年10月に予定されている評価センターの受付開始に向け、以下の取組を進めてください。

- ① 医師の勤務実態を把握
- ② 宿日直許可申請の検討・取得、派遣先の宿日直許可取得有無の確認
- ③ 目指す水準の設定
- ④ 時短に向けた取組や、時短計画作成

取組に当たってお困りのことがある場合には、勤改センターへご相談ください。

センターからのプッシュアップ支援を待たずに、動き出しをお願いします。

26

はじめに、取り組んで頂きたいこと

まずは、医師の勤務実態の把握をお願いします。

支援ツールのダウンロードはこちらから

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/kanagawanokyukyuu/shientool.html> 「神奈川県医療勤務環境改善支援センター」> 関連する取組> 勤務実態支援ツールの提供について

The screenshot displays a detailed shift work management tool. At the top, there's a header with fields for '勤務者の氏名' (Employee Name), '勤務先' (Workplace), '勤務形態' (Shift Type), '勤務日' (Shift Day), '勤務の主な内容' (Main Work Content), '科目' (Subject), '勤務時間' (Shift Hours), '勤務先住所' (Workplace Address), and '勤務先電話番号' (Workplace Phone Number). Below this is a date selector for '2021/11/16'. The main area is a grid with columns for hours from 6:00 to 6:00 and rows for work categories: '工たる勤務先での勤務' (Work at the main workplace), '副業・残業先での勤務' (Work at part-time/extra work), and 'その他' (Others). The grid contains various icons and text indicating work status. Several callout boxes provide instructions: one explains how to mark presence/absence (e.g., '出勤' for present, '欠席' for absent); another explains how to record specific activities like '診察' (consultation) or '手術' (surgery); and others provide general usage tips.

27

3 地域医療介護総合確保基金区分Ⅵの 概要と活用方法

勤務医の労働時間短縮の推進 (地域医療介護総合確保基金 事業区分VI)

令和4年度予算 9,533百万円(公費1,433億円)
 (令和3年度予算額9,533百万円(公費1,433億円))
 ※地域医療介護総合確保基金(国庫分)1,029億円の内数

勤務医の労働時間短縮を図るため、労働時間短縮のための計画を策定し、勤務環境改善の体制整備に取り組む医療機関に対する助成を行う。

⇒ **医療機関が行う事業に対し都道府県が補助を実施**

地域医療勤務環境改善体制整備事業

補助の対象となる医療機関

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関。



< 具体的な要件 (いずれか満たす) >

- ① 救急用の自動車等による搬送件数が年間1000件以上2000件未満
- ② 救急搬送件数が年間1000件未満のうち、
 - ・ 夜間・休日・時間外入院件数が年間500件以上で地域医療に特別な役割がある医療機関
 - ・ 離島、へき地等で同一医療圏内に他に救急対応可能な医療機関が存在しない等、特別な理由の存在する医療機関
- ③ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、
 - ・ 周産期医療、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している医療機関
 - ・ 脳卒中や心筋梗塞等の急性期医療を担う医療機関で、一定の実績を有するなど、5疾病5事業で重要な医療を提供している医療機関
- ④ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関



連続勤務時間制限・勤務間インターバル、面接指導等に取組み、かつ労働時間短縮計画を定めるなどを条件に交付する。

医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組

医療機関において医師の労働時間短縮計画を策定し、勤務環境改善の体制整備として次のような取組を総合的に実施

- ・ 勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
- ・ 当直明けの勤務負担の緩和
- ・ 複数主治医制の導入
- ・ 女性医師等に対する短時間勤務等多様で柔軟な働き方を推進
- ・ タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進
- ・ これらに類する医師の業務見直しによる労働時間短縮に向けた取組



補助対象経費

上記の総合的な取組に要する経費をパッケージとして補助。

補助基準額

最大使用病床数 × 1333円
 ※20床未満の場合は20床として算定。

令和4年度より、稼働病床数⇒最大使用病床数

出典：令和4年度第1回 都道府県医療勤務環境改善担当課長会議

勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助 (基金区分VI)

制度概要

医師の勤務環境改善に資する取組に対して、ハード(勤怠管理システム導入費等)・ソフト(非常勤医師人件費等)の両面で補助するもの。

交付対象者(概略)

- ・ 救急実績が1,000件~2,000件
- ・ 周産期医療、小児救急等を提供

等の要件のいずれかを満たし、地域医療において特別な役割がある



B水準、連携B水準相当の医師を有し、時短計画策定・勤務間インターバルの設定等に取り組んでいる

過去の利用実績

- R2年度 1 医療機関、1,862万円
- R3年度(見込) 5 医療機関、1億7,028万9,000円

診療報酬の地域医療体制確保加算を取得している場合は、対象外。

上記加算の要件が、救急搬送件数 年2,000件以上となっているため、概ね、下記のような整理となります。

救急搬送件数が、

年間で2000件未満



基金区分VIの対象の
可能性有

年間で2000件以上



基金区分VI対象外
(診療報酬で対応)

31

交付対象者

次の①～④のいずれかを満たす医療機関

①救急医療に係る実績として、救急用の自動車または救急用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件以上2000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関。

※救急医療に係る実績は、申請年度前年の1月から12月までの1年間における実績とする。

32

交付対象者

②救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関

(1)夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関

(2) (へき地に係る要件のため省略)

※救急医療に係る実績は、申請年度前年の1月から12月までの1年間における実績とする。

33

交付対象者

③地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関

(1)周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合

(2)脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合

④その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

34

交付要件

(1)～(4)の全てを満たすこと。

(1)勤務医の負担軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

35

交付要件

(1)～(4)の全てを満たすこと。

(2)【要約】

月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している、若しくは雇用を予定している医療機関で、全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。

ただし、他の医療機関へ医師派遣を行うことによって労働時間がやむを得ず長時間となる医療機関については、年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結や締結の検討を行うことについての要件は適用しない。

36

交付要件

(1)～(4)の全てを満たすこと。

(3)【要約】

令和6年までに、

○B水準、連携B水準の指定を予定している医療機関

各水準の対象となる業務に従事する医師 ⇒ 1,860時間以下

それ以外の医師 ⇒ 960時間以下

○前記以外の医療機関 ⇒ 960時間以下

となるよう、役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。

37

交付要件

(1)～(4)の全てを満たすこと。

(4)勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

38

対象経費：資産形成経費（ハード面）

補助率	補助内容	例
10分の9	ICT等費用	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンで電子カルテを閲覧できるシステム ・AI問診システム ・カルテの自動音声入力システム ・勤怠管理システム等の導入
	休憩室の設備購入等の休憩環境整備費用	医師等の休憩環境の整備に要する費用

39

対象経費：その他経費（ソフト面）

補助率	補助内容	例
10分の10	医師事務作業補助者研修費用	医師事務作業補助者に必要な研修の受講料
	改善支援アドバイス費用	勤務間インターバルの導入等働きやすい環境整備のための勤務環境改善アドバイス経費等補助
	医療専門職支援人材の雇用	看護補助者等の導入経費
	タスク・シェアリングに伴う医療専門職雇用等に係る補助	非常勤専門職に係る人件費

※診療報酬により、医師事務作業補助体制加算、看護補助加算を取得している場合、重複して補助を受けることはできません。

40

補助例 (R2,R3)

- ・ 勤怠管理システム導入費
- ・ 非常勤医師人件費 (外来・手術・当直等)
- ・ 医局、当直室の整備費 (ベッド、椅子、Wi-Fiの設置)
- ・ 医局、当直室の改修費

補助基準額

- ・ 病床機能報告の
最大使用病床数 × 133千円

41

R4年度補助事業スケジュール (予定)

年	時期	対応
R4	9月末まで	医療機関は申請意向を決定し、県へ連絡
	10月以降	県から申請意向把握済医療機関へ通知送付
	11~12月	医療機関から県へ申請書提出
R5	1月	県から医療機関へ交付決定通知
	3月末まで	医療機関は納品等の手続を完了させ、実績報告を県に提出
	4月以降	実績報告確認後、補助額の確定・支出

申請意向受付期間を
1か月延長しました。

申請意向がある場合、
早急に県へ
ご連絡ください。

42

注意事項

- ・ R4年度の申請意向を県へ示している医療機関は、4箇所あります。
- ・ 上記4医療機関以外の申請意向を、追加で電話により受け付けています。ただし、年度初めに遡っての補助はできず、交付決定通知後（R5.1予定）からが補助対象となります。

(例) 人件費…交付決定通知日以降の経費。
物品購入…交付決定通知日以降に購入手続きをしたもの。

- ・ 年度内に、実績報告として納品書等の提出が必要です。購入スケジュールも踏まえてご検討ください。

43

基金区分VI 問合せ先/申請書類の提出先

神奈川県 健康医療局 医療課

(受付時間) 平日8時30分から17時15分

(専用電話) 045-210-4877

(メール) ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp

(昨年度補助要綱) 県勤改センターHP

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/kinmukannkyou/3kinmukannkyoukaizenn.html>

「神奈川県勤務環境改善支援センター> 関連する取組> 令和3年度勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助事業」

○現在、県ホームページでは、令和4年度は（調整中）となっておりますが、補助事業はございます。交付要綱が確定次第、ページを公開します。

○補助対象や交付要件については、昨年度と基本的に同様となる見込みですので、昨年度の交付要綱等をご参照のうえ、今年度の利用についてご検討ください。

44

(参考) 診療報酬 「地域医療体制確保加算」 (国管轄)

(令和2年度新設 520点⇒**令和4年度改訂 620点**)

(医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進)

条件

- ①「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること
- ②救急搬送件数 年2,000件以上 (R3:県内65病院程度) 等の条件を満たすこと

POINT !

県補助事業との併用は不可。(診療報酬を受けている部分は申請できない)

45



神奈川県

<https://www.pref.kanagawa.jp/>

周知事項

センター問合せ先

神奈川県医療勤務環境改善支援センター

(神奈川県 健康医療局 医療課内)

(受付時間) 平日8時30分から17時15分

(専用電話) 045-664-2522

(FAX) 045-210-8858



医療労務管理相談コーナー

(受託者：株式会社タスクールPlus)

(受付時間) 平日9時から17時

(専用電話) 045-326-6947

(FAX) 045-326-6967

(メール) kanagawa@task-iryo.com



47

【周知】 神奈川県ホームページ

・ 相談支援申込書

・ 勤改センター過去研修会資料

・ 各種補助金の案内

等の閲覧・ダウンロードが可能です

48

【周知】厚生労働省ホームページ「いきいき働く医療機関サポートWeb」
URL : https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/



検索エンジン等で
「いきサポ」
 と検索

- ・ 宿日直許可事例
 - ・ 時短計画作成ガイドライン
 - ・ 過去通知
- 等の閲覧・ダウンロードが可能です

宿日直許可の支援（県、厚労省（本省）、厚労省（労基署））

設置主体/名称	主な相談者像のイメージ（例）	主な支援/対応内容（例）
都道府県 医療勤務環境改善支援センター （勤改センター）	<p>■ 許可申請を考えている医療機関全般</p> <p>特に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督署に相談する前に、まずは基本的な仕組みを知りたいと考える医療機関 ・ 監督署への相談のハードルが高く、第三者への相談をしたいと考える医療機関 ・ 独自での取組が難しいため、訪問支援等により、個別の継続した支援が必要な医療機関 	<p>■ 医療機関に特化した支援機関（社会保険労務士、医療経営コンサルタント等が配置）として、以下のような支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度や申請手続きに関する説明、助言 等 ・ 宿日直許可に関する医療機関向けのセミナーの開催 ・ 医療機関からの照会事項を都道府県労働局監督課へ個別照会（匿名による相談を含む。） ・ 医療機関訪問による個別支援（助言等） ・ 宿日直許可申請時の監督署への同行支援
厚生労働省 医療機関の宿日直許可申請に関する相談窓口 （本省相談窓口）	<p>■ 許可申請を考えている医療機関全般</p> <p>特に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督署に相談することに対して不安やためらいがある医療機関 ・ 監督署等に相談しているが、厚生労働省本省の専門家にも相談してみたい医療機関 	<p>■ 医療機関の宿日直許可申請の円滑化を図るための相談窓口として、以下のような支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督署に相談する際の監督署の担当者の紹介 ・ 医療機関による監督署等への相談状況を踏まえた個別支援（助言等） ・ 地域の勤改センターと連携した個別支援
厚生労働省 労働基準監督署 （監督署）	<p>■ 許可申請を考えている医療機関全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実際の監督署への提出書類等、申請手続きに関する説明、助言 ・ 医療機関の許可取得に向けた申請に当たっての具体的な取組についての助言 ・ 申請受付、許可/不許可の判断

支援情報一覧①

相談内容	支援方法	連絡先
制度について不明点がある (行政動向・今後のスケジュールなど)	勤改センター事務局 (神奈川県医療課)	TEL:045-664-2522
院内の勤務実態把握ツール (エクセル調査票フォーマット) の提供を受けたい	勤改センター事務局 (神奈川県医療課)	TEL:045-664-2522
勤怠管理システムの導入、非常勤医師の雇用など働き方改革に資する取組の補助を受けたい	勤改センター事務局 (神奈川県医療課)	TEL:045-664-2522 (参考: 昨年度要綱) URL: http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/kinmukannkyou/3kinmukannkyoukaizenn.html
制度について不明点がある (宿日直許可、追加的健康確保措置、時短計画作成など)	勤改センター医療労務管理相談コーナー (労務管理アドバイザー)	TEL:045-326-6947
宿日直許可取得支援 (申請書類作成、労基署同行等) を受けたい	勤改センター医療労務管理相談コーナー (労務管理アドバイザー)	TEL:045-326-6947

51

支援情報一覧②

相談内容	支援方法	連絡先
経営面の問題も含め、組織のトップを巻き込み、病院全体で働き方改革を進めて行く契機を作りたい	勤改センター事務局 (神奈川県医療課) ※医業経営アドバイザーへおつなぎします	TEL:045-664-2522
過去の研修会資料を確認したい (県)	勤改センターホームページ (神奈川県)	URL: http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f531764/index.html 「お知らせ(新着一覧)」
過去の研修会資料を確認したい (国)	いきサポ (厚生労働省運営のホームページ)	URL: https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/seminar2021 「役に立つ情報」
働き方改革について、一から理解する資料 (動画、紙面) がほしい 他医療機関の好事例が知りたい	いきサポ (厚生労働省運営のホームページ)	URL: https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation 「医師の働き方改革の制度解説」

52

神奈川県医療労務管理相談コーナーの体制

専門家の支援体制

- ・ 相談コーナーへの専門家1名が常に常駐。
- ・ 医療機関への派遣専門家10名（全員が社会保険労務士）。

<経歴> ※医療業界に強い専門家が在籍。

 **専門家A** 大手製薬会社にてMRとして営業～マーケティング責任者として従事し、関連会社の取締役も経験。多くの医師と、寝食を共にする経験をしています。

 **専門家B** 医療事務会社の正社員として、16年間受託先の病院に勤務。主に救命センターにて医師・看護師の補助業務、受付業務等に従事。

 **専門家C** クリニックや介護事業、約100件についてマネージャーとして人事労務、経営のサポートを経験。現在も医療、介護の顧問先を中心にサービス提供を行っています。

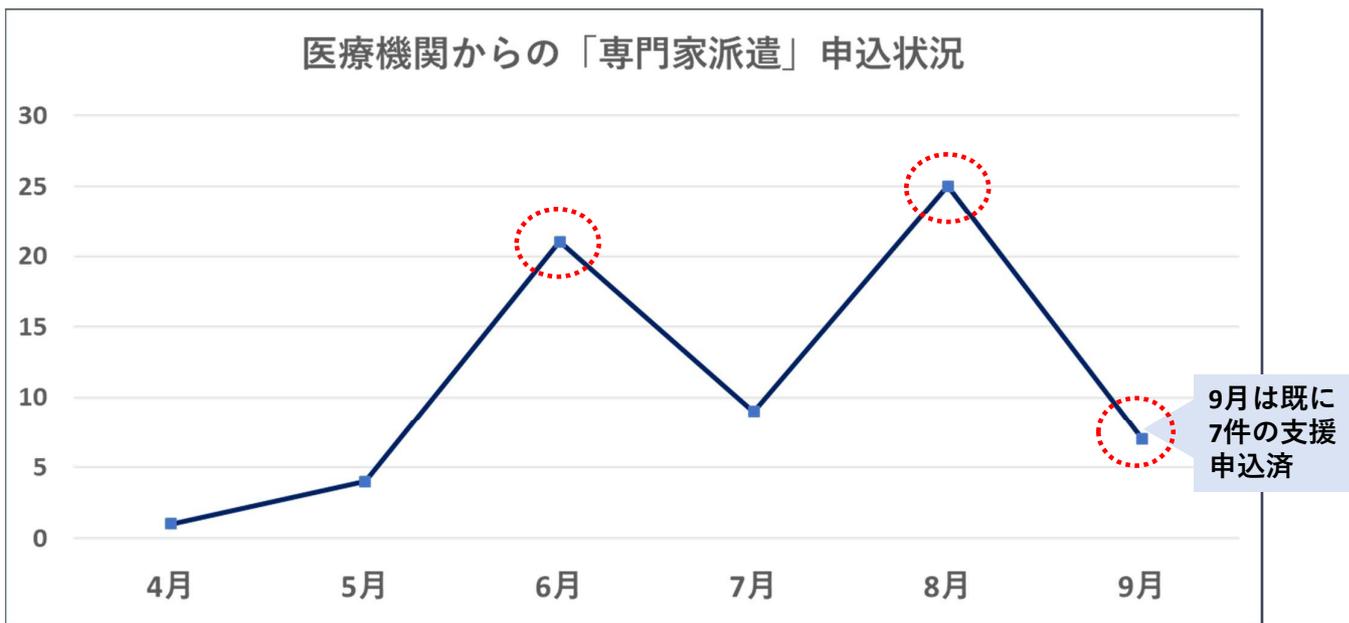


専門家間コミュニケーション

- ・ 月1回、全専門家が集まり定例会議実施。
- ・ 各自の支援状況と課題を共有し対応を協議。スキルアップを図っています。

当コーナーへの相談・専門家派遣申込状況

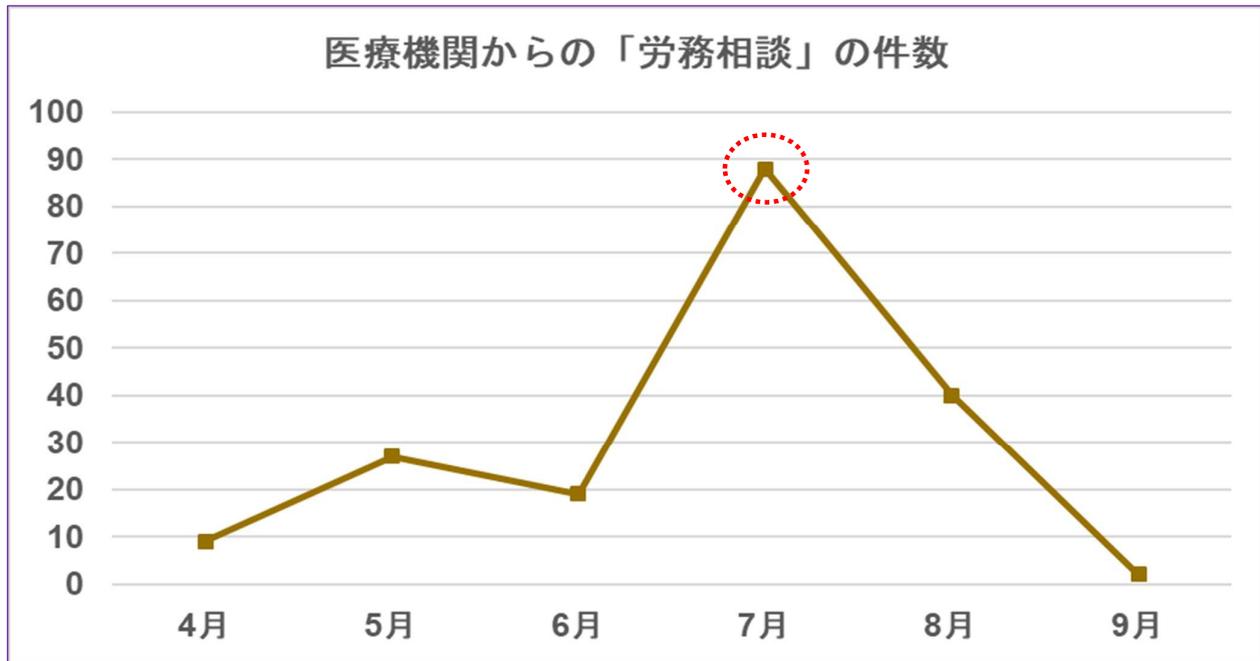
相談コーナーの稼働状況①



- ✓ 6月と8月は、20件以上の支援の申込がありました。
- ✓ また9月は既に7件の支援の申込があります。

当コーナーへの相談・専門家派遣申込状況

相談コーナーの稼働状況②



✓ 7月には、電話・メールによる労務相談が80件を超えました。

当コーナーへの相談・専門家派遣申込状況

医療機関から受けた実際の相談内容

労働時間管理

- ・ 医師が外部へ講師登壇などをした際の労働時間管理はどのようにするのか？

36協定

- ・ 自院医師の36協定を提出しようとしている。特別条項の扱いを教えてください。

宿日直許可

- ・ 宿日直許可申請に必要な書類と申請の流れを知りたい。
- ・ 宿日直手当の計算において、平日と土日で単価が異なっている場合、どちらを記入すればよいか
- ・ 宿日直許可を申請しないということは問題ないか？

勤務間インターバル

- ・ B・C水準指定を受けたときは、連続労働時間、勤務間インターバルは当初から適用か。

特例水準指定手続き

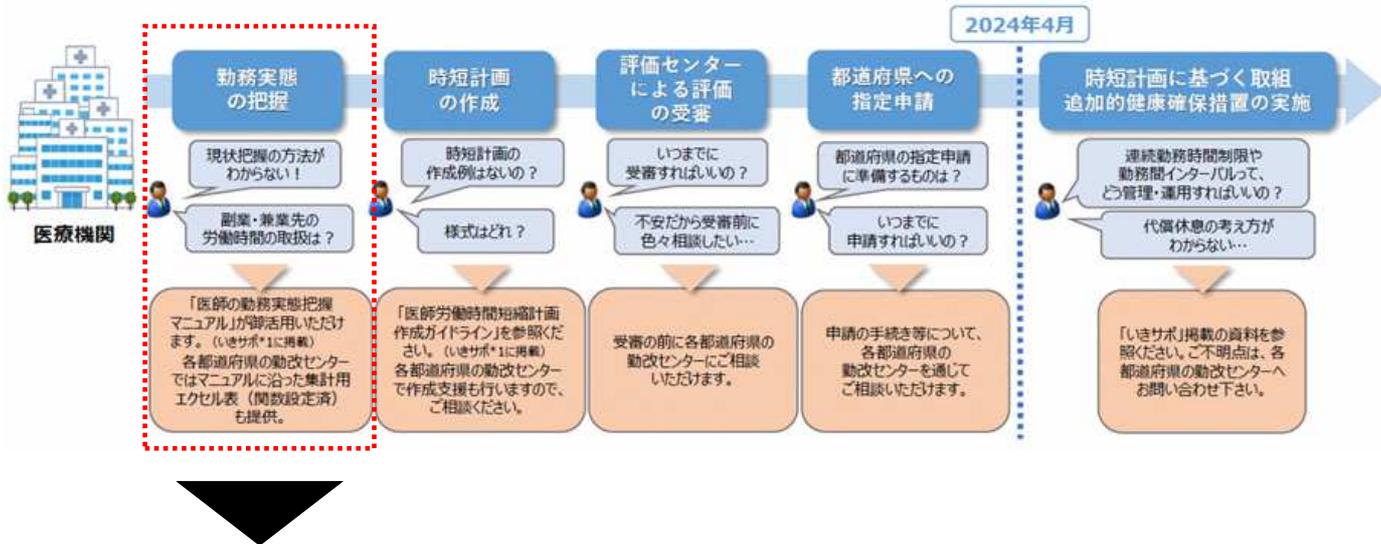
- ・ 医療機関勤務評価センターの開設時期と申請方法について教えてください。

✓ 最近では、特に宿日直許可申請に関する相談が増えてきています。



働き方改革へ取り組むために

取り組みのイメージ



✓ 働き方改革への取組の第一歩は、「勤務実態の現状把握」から始まります。
⇒「宿日直許可申請」、「自己研鑽と業務の切り分け」、「兼業副業の把握」をする際にも、やはり「現状把握」が必要です。

勤務実態把握ツール①

厚生労働省提供の「勤務実態調査支援ツール」

このツールは、「医師の働き方改革」が、大学病院の勤務医師に与える影響を調査研究した際、研究班が集計に用いたエクセルを、**大学病院以外でも同様の調査ができる**よう厚生労働省で一部改変したものです。

「入力用 (x) シート」の記載方法

黄色のセルに「勤務実態記載欄」が記載項目です。これは、集計結果に影響するため、記載漏れのないよう入力してください。

「入力用 (x) シート」の記載例 エクセル入力の場合

各時間帯(30分単位)で該当する業務について、「1」を入力して下さい

集計方法 エクセル入力の場合

1. 入力済みの「入力用 (1) シート」を宛先へ
2. 集計用エクセルに貼付
3. 対象医師会別分を集計用ファイルに貼付
4. 集計結果を確認

※手書き調査表を使用する場合は、氏名、表紙に記載欄があります。また、「→」を記載してください。(ただしセルに「→」が記載された部分について)

※空白がある場合は、集計が適切に出来ないため、記載内容を再度ご確認ください。

※集計結果シート及び「アララ」シートに、集計結果が自動で表示されません。自動で結果が表示されない場合

※シートをコピーしても計算が自動でされない場合は、「再計算実行」をクリックしてください。

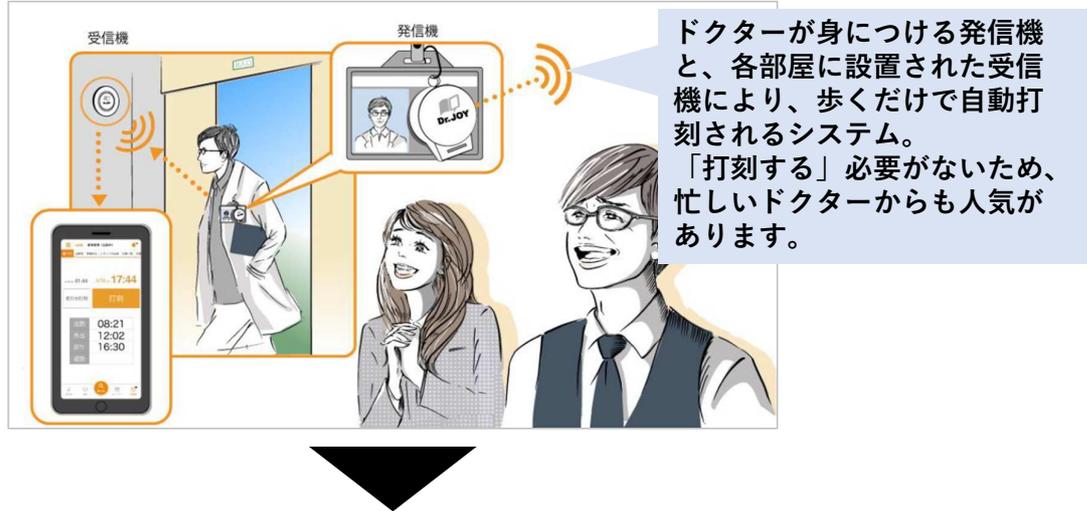
✓ ツールをご希望の医療機関様は、勤改センターまでお問合せください。

勤務実態把握ツール②

勤怠管理システム

昨今、医療業界向け勤怠管理システムがいくつか提供されています。

・モバイル打刻機能 ・複雑なシフトパターンの設定 ・顔認証 ・GPSによる場所記録 など、多くの機能がありますが、特に、ビーコン発信機・受信機による自動打刻は、その利便性により、人気が高まっています。



✓ ビーコン勤怠管理に興味がある方は、勤改センターまでお問合せください。

働き方改革へ活用できる補助金

地域医療介護総合確保基金

勤務医の労働時間短縮を図るため、労働時間短縮のための計画を策定し、勤務環境改善の体制整備に取り組む医療機関に対する助成を行う。

⇒ 医療機関が行う事業に対し都道府県が補助を実施

対象医療機関

- 救急用自動車・救急医療用ヘリコプターの搬送件数が、年間で1000件以上、2000件未満
- 救急用自動車・救急医療用ヘリコプターの搬送件数が、年間で1000件未満で次のいずれか。
 - 夜間・休日・時間外入院件数が年間500件以上で、地域医療に特別な役割がある
 - 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しない
- 地域医療の確保に必要な医療機関で、次のいずれか。
 - 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している。
 - 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している。
- その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

助成金額

・稼働病床数 × 13.3万円

例) 200床 × 133,000 = **26,600,000円**

【ご案内】10/14（金）開催医療機関様向けセミナー

テーマ | 医師の時間外労働の上限規制の適用開始に向けたスケジュールと「医師の働き方改革」の取組

県内医療機関の事務ご責任者様・ご担当者様向けのセミナーを10/14（金）に実施します（オンライン開催）。病院協会様経由で改めてご案内しますので、ぜひお申し込みくださいませ。

令和4年度 医療労務管理実務者セミナー・研修会のご案内

～令和6年4月の医師の時間外労働の上限規制の適用開始に向けたスケジュールと「医師の働き方改革」の取組について～



参加費
無料

WEB
開催

申込期限
10/11
(火)まで

1. 日時
令和4年10月14日(金) 16時00分～17時30分(受付開始:15時50分)
2. 実施方法 Zoom (オンライン研修)
3. 対象者 県内医療機関の経営者、労務管理責任者・担当者の方など

さいごに

- 現在コロナの対応のため、医療機関様への訪問ではなく、オンラインでの対応を積極的に受け付けております。
- 特定の相談がなくても構いませんので、他院の動きなどを知りたい場合など、お気軽にオンライン相談へお申し込みください。

ニーズに合わせた柔軟な対応が可能です。まずは下記までお問い合わせください。

神奈川県医療勤務環境改善支援センター

「医療労務管理相談コーナー」

営業時間 平日 9:00～17:00 (土日祝を除く)

医療機関の
働き方改革を
支援する
無料相談窓口

電話

045-326-6947

E-mail

kanagawa@task-iryu.com

ファックス

045-326-6967

ホームページ

https://task-iryu.com/kanagawa/